

令和2年度 第3回

## 江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和2年度第3回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和2年6月23日(火) 14:00~15:00	場 所	わくわくセンター
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員			
出席者 総 数	出席委員 8名 欠席委員 0名		
その他 出席者	事務局長 藤田 幸広 書 記 寺西 修 書 記 佐山 靖裕 書 記 久保 彰裕		
議事録 署名委員	2 中福 留美 3 前田 榮子		
提出議題	議事  議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第11号 農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第13号 農地利用集積計画の決定について 議案第14号 下限面積(別段面積)の設定について  協議事項		

## 1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和2年度第3回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数0名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告いたします。また、議事録作成のため、本会議を録音しますこととお知らせします。  
それでは、最初に会長が御挨拶申し上げます。

議 長 皆さん暑い中を御苦労様です。  
最近、江田島市内で頻繁に大型の猪が捕獲された話を耳にします。また、本格的な梅雨になり平成30年度の豪雨災害から完全に復旧していない場所もあるなか、大雨が降れば、農地を保有する我々は心配事が増えてなりません。その関連で市の方に溜池調査の依頼があるそうです。大変な時期ではありますが頑張っていきましょう。

## 2 議事録署名者の指名について

議 長 それでは、日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては2番の中福委員と3番の前田委員を指名させていただきます。なお、書記に藤田事務局長、寺西書記、佐山書記、久保書記を指名します。

## 3 諸 報 告

議 長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

寺西書記 特にありません。

議 長 それでは、日程第4の議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

寺西書記 議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年6月23日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。  
番号1。贈与人、A、住所、大柿町大原\_\_\_番地\_\_。職業、無職。  
受贈人、B、住所、能美町中町\_\_\_番地\_\_。職業、無職。  
所在地、能美町高田字〇〇〇。  
地番、\_\_\_番\_\_。地目、台帳及び現況ともに田。面積、931㎡。  
申請理由は贈与で、贈与人は「相続により取得したが耕作経験がないため、贈与する。」  
受贈人は「当該地は居住地に近く、容易に耕作を継続できるため、受贈する。」

また、現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今、事務局からあった説明に間違いはありません。よろしくをお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

寺西書記 続きまして番号2。譲渡人、C、住所、能美町鹿川\_\_\_番地、職業、無職。譲受人、D、住所、大柿町飛渡瀬\_\_\_番地。職業、公務員。所在地、能美町鹿川字\_\_\_。

地番、\_\_\_番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、109㎡。

地番、\_\_\_番。地目、台帳及び現況ともに田。面積1,101㎡。

地番、\_\_\_番。地目、台帳、田、現況、畑。面積、712㎡。

地番、\_\_\_番。地目、台帳、田、現況、畑。面積、1,629㎡。

地番、\_\_\_番。地目、台帳及び現況ともに田。面積、668㎡。

地番、\_\_\_番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、305㎡。

地番、\_\_\_番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、427㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢により耕作困難なため、譲渡する。」

譲受人は「譲渡人が栽培していたイチジク等を継続して栽培し、農地を維持するため譲受する。」また、現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。

以上のことから、これらの申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今、事務局からあった説明に間違いありません。よろしくをお願いします。

議長 他に御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議 長 全員許可することに異議が無いということですので、許可といたします。次をお願いします。

寺西書記 続きますして番号3。  
贈与人、E、住所、大柿町大原\_\_\_\_番地\_\_。職業、無職。  
受贈人、F、住所、大柿町大原\_\_\_\_番地\_\_。職業、介護支援専門員。  
所在地、大柿町大原字〇〇〇。  
地番、\_\_\_\_番\_\_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,050 m<sup>2</sup>。  
地番、\_\_\_\_番\_\_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,285 m<sup>2</sup>。  
申請理由は贈与で、贈与人は「高齢により耕作困難なため贈与する。」  
受贈人は「贈与人の希望により、受贈する。」また、現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。  
以上のことから、これらの申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 大柿町の中福です。先日、佐山さんと寺西さんと小松さんとで現地確認に行きました。小松さんのお話によりますと、この付近では最後まで耕作している農地だそうです。また、贈与でお子さんに所有権移転しても、畑を守っていく意志があるそうなので問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議 長 この申請番号3について御意見、御質問ございますか。

委 員 異議無しの声有り。

議 長 全員許可することに異議が無いということでございますので、許可といたします。次をお願いします。

寺西書記 続きますして番号4。  
贈与人、G、住所、江田島町小用一丁目\_\_\_\_番\_\_号。職業、無職。  
受贈人、H、住所、江田島町切串二丁目\_\_番\_\_号。職業、会社員。  
所在地、江田島町切串\_\_\_\_。  
地番、\_\_\_\_番\_\_。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、341 m<sup>2</sup>。  
申請理由は贈与で、贈与人は「高齢により耕作困難のため贈与する。」  
受贈人は「贈与人の希望により受贈する。」また、現状で露地栽培を予定しているため、周辺農地の利用に支障を生じるとは考えられない。  
以上のことから、これらの申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 この4番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員	この案件について、農地確認を6月17日に行ってきました。推進委員の島本さん、事務局の寺西さん、佐山さん、そして私の4名で確認しました。該当の農地は、現在も野菜等が耕作されており、きちんと管理されています。この案件につきまして、問題はないと思います。
議長	他に御意見、御質問ありませんか。
委員	異議無しの声有り。
議長	全員異議が無いということですので、承認とします。以上で農地法第3条の許可の審議を終わります。議案第10号の農地法第4条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。
事務局	議案第10号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。 令和2年6月23日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。 番号1、申請人、I、住所、大柿町飛渡瀬____番地__。職業、無職。 所在地、大柿町飛渡瀬字〇〇〇。 地番、____番__。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、9.75㎡。 地番、____番__。地目、台帳及び現況ともに田。面積、925㎡。 地番、____番__。地目、台帳及び現況ともに田。面積、486㎡。 申請理由は「高齢のため、耕作の継続が困難となり今後のことを検討していたところ住宅の需要があると聞き、アパート経営を行うことになったため。」 2棟12世帯分の集合住宅を建設予定で、1棟の建築面積は177.23㎡です。
議長	この申請番号1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
田中委員	大柿町の村上です。今の事務局の説明に間違いありません。よろしくお願ひします。
議長	他に御意見、御質問ありませんか。
委員	異議なしの声有り。
議長	全員許可することに異議が無いということなので、許可とします。以上で農地法第4条の審議を終わります。議案第11号の農地法第4条の規定による許可の履行延期承認申請について、事務局から説明してもらいます。
事務局	議案第11号農地法第4条の規定による許可後の履行延期承認申請について。農地法第4条の規定により、平成29年5月30日付け、指令江農委第____号で許可した農地転用について、履行延期承認申請があったので、農業委員会の議

決を求める。令和2年6月23日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。  
番号1、申請人、J、住所、大柿町大原\_\_番地。職業、農業。  
所在地、大柿町大原字\_\_。  
地番、\_\_番\_\_。地目、台帳及び現況ともに田。面積、1,885㎡。  
申請理由は「当初予定していた農地造成の耕作用土が不足したため、以前に  
転用の許可を受けていた農地法第4条の計画について、履行期限を延長する。」  
本委員会の許可は令和2年5月31日完成予定でした。現在は70%の造成が  
完了している状況です。今回の申請は残り30%ですが、さらに3年間の延長申  
請がなされております。御審議をお願いします。

議 長 この案件について、事務局の説明を伺いたいと思います。

寺西書記 申請場所は〇〇〇、〇〇横の農地です。田を埋めて畑にするのに程度の良い  
工事残土が出るのを待っていたとのこと。申請者に5月で許可期限が切れ  
るのを通知したところ、もう3年の延長申請をされました。田から畑への造成  
が完成したら、〇〇〇に〇〇〇〇畑として賃借予定だそうなので、問題ないと思  
われます。御審議をお願いします。

議 長 この1番の案件について御意見、御質問はありませんか。

委 員 異議無しの声有り。

議 長 全員承認することに異議が無いということですので、承認とします。  
以上で農地法第4条の規定による許可後の履行延期承認申請を終わりました。  
議案第12号の農地法第5条の許可申請について、事務局から説明してもら  
います。

事 務 局 議案第12号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の  
規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。  
令和2年6月23日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。  
番号1、贈与人、持ち分2分の1、K、住所、大柿町大君\_\_番地。職業、無  
職。持ち分、2分の1、L、住所、豊田郡大崎上島町東野\_\_番地\_\_。職業、無  
職。  
受贈人、M、住所、広島市南区西本浦町\_\_番\_\_号。職業、無職。  
所在地、大柿町大君字〇〇。  
地番、\_\_番\_\_。地目、台帳、畑、現況、駐車場。面積、40㎡。  
申請理由は贈与で、贈与人は「40年以上前から譲受人に対し駐車場用地とし  
て賃貸していたが、この度、所有権移転をする際に当該地が農地であることが  
判明し、適正地目に変更するため顛末書を添付の上、申請する。」  
受贈人は「これからも駐車場用地として使用するため受贈する。」  
当該地は確認写真のとおりコンクリート舗装を行っており、車3台分の駐車  
場となっております。御審議をお願いします。

議 長	この案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
中福委員	大柿町の中福です。先日、寺西さん、佐山さん、胡子さんと一緒に現地確認を行いました。現地確認の写真がありますように、40年以上前から駐車場として使われていました。賃借人が農地とは知らなかったということもあり、地目変更の許可は致し方ないと思われます。よろしくお願ひします。
議 長	この1番の案件について御意見、御質問はありますか。
委 員	異議無しの声有り。
議 長	全員異議が無いということですので、許可とします。次をお願いします。
寺西書記	番号2、譲渡人、N、住所、広島市中区吉島西____。職業、会社役員。 譲受人、O、住所、江田島町小用三丁目____。職業、自営業。 所在地、江田島町切串〇〇。 地番、____番__。地目、台帳、畑、現況、宅地。面積、261㎡。 申請理由は譲渡で、譲渡人は「譲受人の希望により譲渡する。」 譲受人は「自営の自動車修理工場の駐車場用地・資材置場として利用するため譲受する。」車約9台分の駐車場兼資材置場として利用予定です。御審議をお願いします。
議 長	この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
山田委員	江田島町の山田です。この農地の現地確認を6月17日に行きました。現地確認を行ったのは、推進委員の島本さん、事務局の寺西さん、佐山さんと私の4人でした。当該地の現況は写真にありますように盛土をしている状態でした。今後は自動車整備工場を経営されている方が当該地を購入されて、使用するわけですが、問題はないと思われます。よろしくお願ひします。
議 長	他に御意見、御質問はありますか。
委 員	異議無しの声有り。
議 長	全員異議が無いということですので、許可とします。以上で農地法第5条の審議を終わります。議案13号の農地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。
寺西書記	議案13号「農地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江田島市長から江田島市農用地利用集積計画の決定について依頼があったので、農業委員会の議決を求める。令和2年6月23日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

今回の案件の中に田中委員が入っていますので、審議の間、一時退席をお願いします。

今回、8件の申請がありますが、いずれも継続の案件です。

利用権を設定する農用地。

番号1。所在地、能美町鹿川字〇〇\_\_\_\_、現況地目、畑、面積、1,679 m<sup>2</sup>の内800 m<sup>2</sup>、利用権を設定する者、住所・氏名、江田島市能美町鹿川\_\_\_\_番地、P、権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、江田島市能美町鹿川\_\_\_\_番地\_\_、Q、設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、花卉、始期年月日、令和2年7月1日、終期年月日、令和8年12月31日、借賃、年14,000円、借賃の支払い方法、現金、期間、6年6か月の継続の案件です。

以下は横並びに説明させていただきます。

番号2。所在地、能美町鹿川字〇〇\_\_\_\_、現況地目、畑、面積、976 m<sup>2</sup>、利用権を設定する者、江田島市能美町鹿川\_\_\_\_番地、P、権利の種類、所有権、権利の設定を受ける、江田島市能美町鹿川\_\_\_\_番地\_\_、Q、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、花卉、始期、令和2年7月1日、終期、令和8年12月31日、借賃、年16,000円、借賃の支払い方法、現金、期間、6年6か月の継続の案件です。

番号3。所在地、沖美町三吉字〇〇〇\_\_\_\_、現況地目、田、面積、790 m<sup>2</sup>、利用権を設定する者、廿日市市阿品〇〇〇\_\_\_\_、R、権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、江田島市沖美町三吉\_\_\_\_番地\_\_、S、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、花卉、始期、令和2年7月1日、終期、令和8年4月30日、借賃、年10a当たり10,000円、借賃の支払い方法、現金、期間、5年10か月の継続の案件です。

番号4。所在地、沖美町三吉字〇〇〇\_\_\_\_、現況地目、田、面積、1,340 m<sup>2</sup>、利用権を設定する者、廿日市市阿品〇〇〇\_\_\_\_、R、権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、江田島市沖美町三吉\_\_\_\_番地\_\_、S、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、花卉、始期、令和2年7月1日、終期、令和8年4月30日、借賃、年10a当たり10,000円、借賃の支払い方法、現金、期間、5年10か月の継続の案件です。

番号5。所在地、沖美町三吉字〇〇〇\_\_\_\_、現況地目、田、面積、556 m<sup>2</sup>、利用権を設定する者、廿日市市阿品〇〇〇\_\_\_\_、\_\_\_\_、R、権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、江田島市沖美町三吉\_\_\_\_番地\_\_、S、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、花卉、始期、令和2年7月1日、終期、令和8年4月30日、借賃、年10a当たり10,000円、借賃の支払い方法、現金、期間、5年10か月の継続の案件です。

番号6。所在地、沖美町三吉字〇〇〇\_\_\_\_、現況地目、田、面積、582 m<sup>2</sup>、利用権を設定する者、廿日市市阿品〇〇〇\_\_\_\_、R、権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、江田島市沖美町三吉\_\_\_\_番地\_\_、S、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、花卉、始期、令和2年7月1日、終期、令和8年4月30日、借賃、年10a当たり10,000円、借賃の支払い方法、現金、期間、5年10か月の継続の案件です。

番号7。所在地、沖美町三吉字〇〇〇\_\_\_\_、現況地目、田、面積、907 m<sup>2</sup>、利

用権を設定する者、廿日市市阿品〇〇〇\_\_\_\_、R、権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、江田島市沖美町三吉\_\_\_\_番地\_\_、S、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、花卉、始期、令和2年7月1日、終期、令和8年4月30日、借賃、年10a当たり10,000円、借賃の支払い方法、現金、期間、5年10か月の継続の案件です。

番号8。所在地、沖美町三吉字〇〇〇\_\_\_\_、現況地目、畑、面積、724㎡、利用権を設定する者、広島市中区十日市町〇〇〇\_\_\_\_、T、権利の種類、所有権、権利の設定を受ける者、江田島市沖美町三吉\_\_\_\_番地\_\_、S、利用権の種類、賃貸借権、利用権の内容、花卉、始期、令和2年7月1日、終期、令和8年4月30日、借賃、年10a当たり10,000円、借賃の支払い方法、現金、期間、5年10か月の継続の案件です。

議長 この計画につきまして、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。何か御意見、御質問はありますか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員、異議が無いということなので、この集積計画について決定とします。以上で「農地利用集積計画の決定について」を終わりにして、議案14号「下限面積（別段面積）の設定について」を事務局に説明してもらいます。

寺西書記 田中委員、ありがとうございました。会議室へ入場し、着席をお願いします。議案第14号、下限面積（別段面積）の設定について。農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に定める下限面積（別段面積）の設定について、農業委員会の議決を求める。令和2年6月23日提出。江田島市農業委員会会長 大段 幸雄。

農業委員会は毎年、下限面積（別段面積）の設定又は修正の必要に審議することになっています。江田島市では平成29年度に下限面積を20aから10aに変更しました。本市においては、農地の状況に大きな変化がないため、江田島市全域の下限面積10aについて、変更を行わないことを提案します。また、昨年度、空き家の存在する宅地と同時に取引され、境界を接する農地については下限面積を設定しないことにしました。今年度、江田島市は現行のままで変更なしとっておりますが、御審議をお願いします。

議長 今、事務局から説明のありました、下限面積につきまして御意見、御質問はありませんか。

委員 異議無しの声有り。

議長 全員、異議が無いということですので決定とします。以上で「下限面積（別段面積）の設定について」を終わります。

続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

寺西書記

1点目は、農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う改選についてです。まもなく発行されます市の広報誌（令和2年7月号）及び7月1日からホームページに募集要領・応募用紙について、掲載されます。また、現職委員様に対しては、それぞれ個別に郵送させていただきます。団体機関からの推薦としましては、呉農協の方に一式を郵送しようと思います。また何かありましたら、御相談ください。

2点目は、毎年8月から9月にかけて行っている、農地利用状況調査についてです。コロナウィルス問題も終息化しているので、調査を行いたいと思います。昨年度は、農業委員と農地利用最適化推進委員が各町別に班を編成しまして、調査を行いました。今年度も同じ要領で調査を行いたいと思いますが、広島県の説明会が7月の下旬頃にありますので、7月30日の総会で、農業委員・農地利用最適化推進委員さんに説明をします。よろしくお願ひします。

3点目は、先月の総会でもお話させていただきました、溜池調査の案件についてです。農林水産課の担当職員によりますと、江田島市に130以上ある溜池のうち、26の溜池について利用者の有無や管理者等を確認していただきたいとのことですが、現状では広島県から具体的な話しや説明がなされていないので、後日追って説明会があった後に案内させていただきますとのことでした。

以上、3点の連絡事項です。

議長

今、事務局から説明のあった連絡事項について、何か御意見、御質問はありませんか。

委員

無しの声有り。

議長

何も無いようですので、本日の総会はこれで終了とします。御苦勞様でした。